

地方自治体要請・懇談 マニュアル

消費税廃止各界連絡会

2016年12月

＜運動の趣旨＞

消費税増税を阻止するために、全国から「増税中止を」の声を国に届ける運動を呼びかけています。そのために地方自治体への働きかけを強めます。具体的には、

- ①地方議会に請願・陳情を提出します。
- ②地方自治体に懇談を申入れ、地域や自治体の状況をつかんで請願・陳情に役立てます。

＜自治体請願・陳情について＞

○地方議会は、選挙で選ばれた市民の代表である議員で構成され、行政の提案する条例や予算などを決定する権限を持ち、行政を監視するほか、議会から条例立案や政策を提言するなどの活動を行っています。

一方、市民が市政などについて直接市議会に要望するものとして、「請願・陳情」があります。

「請願」は、日本国憲法第16条で定められた国民の権利の一つで、国又は地方自治体に対し、文書により希望や要望を申し出るものです。地方議会に請願を提出する場合は、地方自治法の規定により、議員の紹介により提出しなければならないとされています。

「陳情」は、請願のように憲法に保障された権利ではなく、法的な根拠はありません。一般的な手続きや形式が法律に定められているわけではありませんが、国又は地方自治体公共団体の機関に対し、実情を述べ適当な措置を要望することです。

☆請願と陳情の違い

「請願」も「陳情」も要望等を述べるという点で趣旨は同じです。大きな相違点は、陳情は請願のように提出に当たって議員の紹介の必要がないという点です。提出された「請願・陳情」は、議会で慎重に審査して採否を決定されます。採択されたものは内容に従って必要であれば国や県に意見書をあげるものもあります。

○「請願」「陳情」の提出方法、受理の仕方、提出期限などは、それぞれの地方議会によって定められています。例えば「署名をつけなければならない」「署名の印鑑の要不要」「提出期限が議会開催の○日前まで」等。詳しくは自治体に問い合わせ確認しましょう。

○地方議会によっては、請願・陳情の提出者に委員会で趣旨説明を求められる場合もあります。「なぜ増税に反対か」の意見を述べる場として有効に活用しましょう。

○参考法律・条文

地方自治法

◆第九十九条

普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

◆第二百二十四条

普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

<自治体に懇談を申し入れ、実情をつかんで請願・陳情に活かしましょう>

○懇談のポイント

- 1、消費税増税が地域経済、中小業者（経済産業課など）や家計（暮らし関係の部局）にどのような影響を及ぼしているのかの認識を問うようにします。
※その際、各団体が把握している、中小業者の営業動向調査や賃金調査、家計簿調査などがあれば、リアルな話ができます。また、都道府県別の実質賃金調査（厚労省の毎月勤労統計調査の地方版）や地方の銀行、業界団体などが影響調査をしている場合があるので、ネットなどで調べておくといいでしょ。
- 2、消費税増税の地方自治体の歳出面での影響について聞くようにします。
 - ・一般会計のなかの課税対象経費の負担がどのくらい増えるのか、手数料や使用料がどの程度増えるのか聞きましょう。
 - ・また、地方公営企業会計（水道料金や下水道料金、公立病院事業会計など）の負担増はどのようになるのか聞きましょう。
 - ・負担増分をどうするのか。住民に転嫁しているのか、10%のときにはどうするつもりなのか聞きましょう。
- 3、消費税増税で地方消費税がアップされました。歳入面で増収になった予算はいくらか。増額になった増税分の収入は、主にどのような歳出予算として計上しているかなど、具体的に聞いてみましょう。

<行動の内容はニュースやチラシで地域に知らせましょう>

- 自治体の財政状況や住民への負担の内容、自治体と議会の態度などを地域に知らせることが大切です。とくに議会請願についての議員の態度などは重要な情報です。ニュースやチラシなどで知らせましょう。
- 中央各界連は全国の動きをまとめていますので、請願・陳情の提出、採択の可否についてお知らせ下さい。